

第3回環境影響評価審査会
事務局資料
平成28年5月9日

J F E 扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書等に関する質問事項

1 二酸化窒素に関する達成目標について（意見概要 P. 13）

意見概要には、川崎市が環境目標値として「1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。」を定めているにも関わらず、事業者が国の環境基準である「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」を基準としていることに疑問を呈するご意見がありました。事業者の見解として、国の環境基準と川崎市の対策目標値は同じであるから問題ないといった趣旨が記載されていましたが、これでは上述のご意見に正確に答えているとは考えられません。川崎市の対策目標値は確かに国の環境基準と同じ値となっていますが、対策目標値が設定される前提として環境目標値があり、これは「市民の健康を保護し、生活環境を保全するための環境上の条件に係る目標値」として環境基本条例に基づき定められているものです。その上で、この環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境保全条例において講ずべき対策上の目標値として対策目標値が設定されているという立て付けになっています。事業者は川崎市において設定されている環境目標値についてどのように考えているのか、対策目標値ではなく本来は環境目標値の達成を目指すべきではないのか、また、あくまでも環境目標値ではなく対策目標値を採用するというのであれば、それはいかなる理由によるのかを明確にしたい。